

別紙3 審査基準

(1) 採点項目

事業計画書ごとに、①共通事項については審査員が採点を行い、②個別事項については事務局が加点ポイントを算出する。

① 共通事項

ア 事業内容、事業実施体制の妥当性について

a 事業の目的は公募要領に沿っているか。	10点満点
b 事業内容と計上経費が妥当であるか。	10点満点
c 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	20点満点
d 事業を行う上で十分な実施体制が組まれているか。(会計処理体制を含む)	10点満点

② 個別事項 (加点ポイント)

(ア) 養殖コスト低減対策事業のうち給餌効率の向上支援

a 対象魚種が、水産庁が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」に定められた戦略的養殖品目に該当している。	10点
b 自己資金として、民間企業等が任意で負担する比率が高い場合は、以下の式で算定されるポイントを加点する。 $(0.5 - \text{助成率}) \times 20$ (小数点第1位四捨五入)	最大10点
c 過去3年間平均と比較し、事業実施により見込まれる飼料転換効率(%)の向上割合によって以下のポイントを加点する。 ※飼料転換効率(%) = $\{(\text{給餌終了時総重量} - \text{給餌開始時総重量}) / \text{給餌量} \} \times 100$	
(a) 15%以上 15点	最大15点
(b) 10%以上 15%未満 10点	
(c) 5%以上 10%未満 5点	
(d) 5%未満 0点	

(イ) 養殖コスト低減対策事業のうち協業化による養殖経営体の生産性向上支援

a 対象魚種が、水産庁が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」に定められた戦略的養殖品目に該当している。	10点
b 協業化に取組む養殖経営体グループを構成する養殖経営体数に応じて、以下のポイントを加点する。 (a) 10経営体以上 6点 (b) 5経営体以上 9経営体以下 4点 (c) 4経営体以下 2点	最大6点
c 過去3年間平均と比較し、協業化により見込まれるコスト削減率によって以下	最大10点

<p>のポイントを加点する。ただし、資材単価については、直近の単価との比較を用いること。</p> <p>(a) 10%以上 10 点 (b) 5%以上 10%未満 5 点 (c) 5%未満 0 点</p>	
<p>d 協業化に取組む上で必要となる資材の種類によって以下のポイントを加点する。</p> <p>(a) ワクチンを含む複数品目 6 点 (b) ワクチン 3 点 (c) その他（飼料、薬浴剤等） 0 点</p>	最大 6 点

（2）採点結果と支援候補者の選定

上記①と②の各項目の採点を合算した点数を総得点として、（1）②（ア）～（イ）の事業ごとに、総得点の高い者から順番に支援候補者をそれぞれ選定する。

複数の事業実施者が同じ点数になった場合の助成金の配分方法は次のとおりとする。

- ① 「(ア)養殖コスト低減対策事業のうち給餌効率の向上支援」については、予算の範囲内で申請1件当たりの金額が均等になるように配分する。
- ② 「(イ)養殖コスト低減対策事業の行う養殖業者が行う協業化の取組に対する支援」については、予算の範囲内で1経営体あたりの金額が均等になるように配分する。